

I. 法律相談

- ・表示は消費税別価格
- ・実費(交通費・郵送費など)は別途頂戴致します。

事件等	弁護士報酬の額	顧問先
1. 法律相談料 (電話相談を含みます。)	15,000円/30分	無料 (但し、Ⅲの月間作業時間を超えた場合は15,000円/30分を別途頂戴致します。)
	※10分以内の電話相談で終わったものについては2,000円を頂戴致します。	
	※法律相談を受けた事案において、当事務所との間で受任契約の締結に至った場合には、法律相談料は別途頂戴致しません。	

II. 契約書・合意書・意見書及びこれに準ずる書類の作成

- ・表示は消費税別価格
- ・実費(交通費・郵送費など)・Ⅳの日当は別途頂戴致します。

事件の内容	手数料の額
2. 契約書・合意書・意見書及びこれに準ずる書類の作成 <input type="checkbox"/>	原則3万円/時 年次9年目以降の弁護士4万円/時 パートナー弁護士 5万円/時 ※契約書の内容をチェックし、修正を加える場合を含みます。 ※顧問先については、案件、期限等に応じ、個別にご案内致します。 ※法定的見解を求める意見書の作成は、案件の内容、期限等に応じ、上記の費用に、「5万円」を加算した額となります。 ※契約書等を公正証書にする場合は、上記の費用に「3万円+実費+Ⅳの日当」を各々加算した額となります。

※計算方法

1時間あたりの委任事務処理単価にその処理に要した時間(移動時間を含まず。移動時間については、別途Ⅳの日当によって算出。)を乗じて算出致します。

III. 顧問料

- ・表示は消費税別価格
- ・実費(交通費・郵送費など)・Ⅳの日当は別途頂戴致します。

報酬の種類	月額顧問料の額																		
3. 顧問料	<table border="1"> <tr><td>月間作業時間3時間以内</td><td>月額5万円</td></tr> <tr><td>月間作業時間3時間超4時間以内</td><td>月額75,000円</td></tr> <tr><td>月間作業時間4時間超5時間以内</td><td>月額10万円</td></tr> <tr><td>月間作業時間5時間超7時間半以内</td><td>月額15万円</td></tr> <tr><td>月間作業時間7時間半超10時間以内</td><td>月額20万円</td></tr> <tr><td>月間作業時間10時間超12時間半以内</td><td>月額25万円</td></tr> <tr><td>月間作業時間12時間半超15時間以内</td><td>月額30万円</td></tr> <tr><td>月間作業時間15時間超20時間以内</td><td>月額375,000円</td></tr> <tr><td>月間作業時間20時間超</td><td>以降1時間増えるごとに15,000円/月額を目安にご相談の上、決めさせていただきます。</td></tr> </table>	月間作業時間3時間以内	月額5万円	月間作業時間3時間超4時間以内	月額75,000円	月間作業時間4時間超5時間以内	月額10万円	月間作業時間5時間超7時間半以内	月額15万円	月間作業時間7時間半超10時間以内	月額20万円	月間作業時間10時間超12時間半以内	月額25万円	月間作業時間12時間半超15時間以内	月額30万円	月間作業時間15時間超20時間以内	月額375,000円	月間作業時間20時間超	以降1時間増えるごとに15,000円/月額を目安にご相談の上、決めさせていただきます。
月間作業時間3時間以内	月額5万円																		
月間作業時間3時間超4時間以内	月額75,000円																		
月間作業時間4時間超5時間以内	月額10万円																		
月間作業時間5時間超7時間半以内	月額15万円																		
月間作業時間7時間半超10時間以内	月額20万円																		
月間作業時間10時間超12時間半以内	月額25万円																		
月間作業時間12時間半超15時間以内	月額30万円																		
月間作業時間15時間超20時間以内	月額375,000円																		
月間作業時間20時間超	以降1時間増えるごとに15,000円/月額を目安にご相談の上、決めさせていただきます。																		
	※作業時間にはご回答のための調査時間やメール作成時間を含みます。 ※月間作業時間を超えた場合には、15,000円/30分を別途頂戴致します。 ※上場企業は、月額10万円を最低金額とします。																		

IV. 日当

- ・表示は消費税別価格
- ・実費(交通費・郵送費など)は別途頂戴致します。

報酬の種類	区分	日当	
4. 日当	弁護士	移動時間2時間以内	3万円
		以降1時間増えるごとに1万円加算	
	事務職員	移動時間2時間以内	1万円
		以降2時間増えるごとに1万円加算	

V. 事件処理

・表示は消費税別価格
・実費(交通費・郵送費など)・IVの日当は別途頂戴致します。

事件等	種類	弁護士報酬の額	顧問先
5-1.タイムチャージによる事件処理		当事務所タイムチャージ規定によります。 詳細につきましては、個別にお問い合わせください。	
5-2.着手・報酬金による事件処理		事件処理は、タイムチャージ方式による受任を原則といたしますが、ご希望により、着手・報酬金の方式によることもございます。 詳細につきましては、下記をご参照ください。 一級建築士兼弁護士が主任弁護士となる場合は、個別にお問い合わせください。	

着手・報酬金による算定方法(5-2につき)

・執行手続に至る場合には、別途5-2-5-2の民事執行事件の受任契約の締結を要します。

5-2-1. 任意交渉事件 民事訴訟事件 民事調停事件 仲裁事件 非訟事件	着 手 金	着手金・報酬金の算定基準の額が300万円以下の場合 300万円を超え1,000万円以下の場合 1,000万円を超え3,000万円以下の場合 3,000万円を超え3億円以下の場合 3億円を超える場合	8% (5%+9万円) (4%+19万円) (2%+79万円) (1%+379万円)	-20%
		※少額訴訟の場合、上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡を考慮し増減します。 ※着手金の最低金額は15万円。		
	報 酬 金	着手金・報酬金の算定基準の額が300万円以下の場合 300万円を超え1,000万円以下の場合 1,000万円を超え3,000万円以下の場合 3,000万円を超え3億円以下の場合 3億円を超える場合	16% (10%+18万円) (11%+8万円) (7%+128万円) (5%+728万円)	-20%
		※報酬金の最低金額は30万円。		
5-2-1-1.境界に関する事件	着 手 金 ・ 報 酬 金	5-2-1に準じます。 ※境界確定を含む所有権に関する訴訟を含みます。 ※立会、現地検証は、3万円以上10万円以下。(IVの日当を別途頂戴致します。)		-20%
5-2-1-2.相隣関係に関する事件		※着手金の最低金額は30万円。報酬金の最低金額は60万円。		
5-2-1-3.賃料増減額請求事件		事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡を考慮し協議の上決します。 ※着手金の最低金額は20万円。報酬金の最低金額は40万円。		
5-2-1-4.借地非訟事件		※賃貸借契約期間に対応する賃料の増減額を基準とし、5-2-1に準じます。		-20%
5-2-2.支払督促手続事件	着 手 金	着手金は一律10万円。 ※訴訟手続に移行した場合には、改めて5-2-1に準じて着手金を算出の上、上記着手金を充当します。		
	報 酬 金	回収額の10%		
5-2-3.即決和解	示談交渉を要さない 場合	着手金・報酬金を含め一律15万円になります。 ※契約書その他の文書を作成し、即決和解手続に移行した場合には、文書作成費用はIIに準じ、別途請求致します。		
	示談交渉を要する 場合	着 手 金 ・ 報 酬 金	5-2-1に準じます。	-20%
5-2-4.公示催告		15万円		

着手金・報酬金の算定基準(参考)

(1)	金銭債権、将来の債権、継続的給付債権(期間不定のものは3年分の額。) 債権総額(利息及び遅延損害金を含みます。)
(2)	所有権 時価相当額(不動産につき、固定資産税評価額が時価を下回る場合は固定資産税評価額によります。以下同じ。)
(3)	占有権・地上権・永小作権・賃借権・使用貸借権・地役権 所有権の時価相当額の7割の額
(4)	建物の所有権・占有権・賃借権・使用貸借権 敷地の時価相当額の7割の額
(5)	担保権 被担保債権額あるいは担保物の時価相当額の低い方の額
(6)	登記請求権 登記の対象たる権利の時価相当額
(7)	遺産分割請求権 対象となる相続分の時価相当額
(8)	遺留分減殺請求事件 対象となる遺留分の時価相当額
(9)	遺言執行 遺言執行の対象となる財産の額
(10)	(1)~(9)により算定不可能な場合 800万円

事件等	種類	弁護士報酬の額	顧問先	
5-2-5-1.保全命令 申立事件	仮差押	着手金	5-2-1の着手金の額の2分の1。 ※本案事件を受任している場合でも、本案事件とは別に受任契約の締結を要します。 ※事件の内容により、30%の範囲内で増額します。 ※着手金の最低金額は10万円。	-20%
		報酬金	仮差押をして本案の目的を達したときは5-2-1の報酬金の額に準じます。 ※事件の内容により、30%の範囲内で増額します。 ※報酬金の最低金額は20万円。	-20%
	係争物に関する仮処分	着手金	5-2-1の着手金の額の2分の1。 ※本案事件を受任している場合でも、本案事件とは別に受任契約の締結を要します。 ※事件の内容により、30%の範囲内で増額します。 ※着手金の最低金額は15万円。	-20%
		報酬金	仮処分をして本案の目的を達したときは5-2-1の報酬金の額に準じます。 ※事件の内容により、30%の範囲内で増額します。 ※報酬金の最低金額は30万円。	-20%
	仮地位仮処分	着手金	5-2-1に準じます。 ※本案事件を受任している場合でも、本案事件とは別に受任契約の締結を要します。 ※着手金の最低金額は15万円。	-20%
		報酬金	仮処分をして本案の目的を達したときは5-2-1の報酬金の額に準じます。 ※事件の内容により、30%の範囲内で増額します。 ※報酬金の最低金額は30万円。	-20%
5-2-5-2.民事執行事件 執行停止事件	着手金	5-2-1の着手金の額の2分の1。 ※本案事件を受任している場合でも、本案事件とは別に受任契約の締結を要します。この場合の着手金は、5-2-1の着手金の額の3分の1です。 ※民事執行事件単独で受任した場合の着手金の最低金額は10万円。 ※訴訟と併せて受任した場合の着手金の最低金額は5万円。	-20%	
5-2-5-3.証拠保全		20万円+(5-2-1により算定された額×10%) ※特に複雑又は特殊な事情がある場合は、弁護士と依頼者との協議により定める額とします。	5-2-1につき -20%	

事件等	種類	弁護士報酬の額	顧問先
5-2-6.行政事件 行政訴訟事件 審査請求事件	着手金	5-2-1に準じます。 ※着手金の最低金額は40万円。	-20%
	報酬金	5-2-1に準じます。 ※報酬金の最低金額は80万円。	-20%

事件等	種類	弁護士報酬の額	顧問先
5-2-7.労働審判事件(事業者側)	着手金	一律50万円とします。	-20%
	報酬金	審判によって終結した場合には、5-2-1の報酬金の算出に従います。 ※通常訴訟へ移行し、当事務所が事件処理を引き続き受任した場合、上記により算出した報酬金を通常訴訟の着手金に充当します。 ※労働審判手続の調停段階で終結した場合には、着手金の他に報酬金を請求しません。	-20%

事件等	種類	弁護士報酬の額	顧問先
5-2-8-1.刑事弁護事件	着手金	事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡を考慮し協議の上決します。 ※捜査段階での最低着手金は20万円 ※公判段階での最低着手金は20万円	-20%
	報酬金	事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡を考慮し協議の上決します。 ※不起訴処分または求略式命令の場合の報酬金の最低金額は30万円 ※公判請求をされ、判決に至った場合の報酬金の最低金額は20万円 得られた判決が執行猶予判決の場合には更に報酬金を10万円加算 得られた判決が無罪判決の場合には更に報酬金の30万円加算	-20%
5-2-8-2.刑事告訴・告発事件		5-1に準じます。	

事件等	種類	弁護士報酬の額	
5-2-9-1.離婚事件	交渉・調停事件	※着手金の最低金額は30万円。報酬金の最低金額は30万円。 ※財産分与、慰謝料等の請求は、上記の着手金・報酬金とは別に算出し、その算出方法は、5-2-1によります。 ※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減します。	
	訴訟事件	※着手金の最低金額は50万円。報酬金の最低金額は50万円。 ※離婚交渉・調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は、交渉・調停段階の着手金額に20万円を追加し上記金額とします。 ※財産分与、慰謝料等の請求は、上記の着手金・報酬金とは別に算出し、その算出方法は、5-2-1によります。 ※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減します。	
5-2-9-2.養育費、婚姻費用の分担、面接交渉の手續を単独で受任する場合	調停事件	※着手金の最低金額は10万円。報酬金の最低金額は20万円。 ※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減します。	
	審判事件	※着手金の最低金額は20万円。報酬金の最低金額は40万円。 ※調停手続から審判手続を受任するときの着手金は、調停段階の着手金額に10万円を追加し上記金額とします。 ※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減します。	
5-2-9-3.子の引渡し 養子縁組・離縁	着手金・報酬金	5-2-9-1に準じます。	
5-2-9-4.簡易な家事審判 (家事審判法9条1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの。)		着手金・報酬金込みで10万円から20万円の範囲で、当事務所と依頼者の間で協議の上決します。	
事件等	種類	弁護士報酬の額	顧問先
5-3.不在者財産管理人・清算人・特別代理人等選任申立	着手金・報酬金	着手金・報酬金込みで10万円から20万円の範囲で、当事務所と依頼者の間で協議の上決します。 ※ 5-2-1の任意交渉事件・民事訴訟事件を受任している場合であっても、本手続を必要とする場合には、別途 費用がかかります。	

VI. 裁判外の手数料

- ・表示は消費税別価格
- ・実費(交通費・郵送費など)・IVの日当は別途頂戴致します。

項目	弁護士報酬の額(手数料額)	顧問先
6-1.内容証明郵便作成	5万円	3万円
6-2.遺言書作成	※特に複雑又は特殊な事情がある場合は、当事務所と依頼者との協議により定める額とします。	
	着手金・報酬金の算定基準の額が300万円以下の場合 300万円を超え3,000万円以下の場合 3,000万円を超え3億円以下の場合 3億円を超える場合	10万円 30万円 50万円 100万円
	※上記の額は、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡を考慮し、増減します。 公正証書にする場合 上記の手数料に「3万円+実費+IVの日当」を加算致します。	
6-3.遺言執行	着手金・報酬金の算定基準の額が300万円以下の場合 300万円を超え3,000万円以下の場合 3,000万円を超え3億円以下の場合 3億円を超える場合	30万円 3%+21万円 2.5%+36万円 2%+186万円
6-4.遺産整理業務	遺産の相続税評価額に、右記の料率を乗じた額の合計額 5,000万円未満の部分 5,000万円以上2億円未満の部分 2億円以上5億円未満の部分 5億円超の部分	100万円 1% 0.5% 0.3%
6-5.株主総会等指導	出席のみ	1時間以下 5万円 1時間を超える場合 35,000円/時
	総会準備を指導する場合	35,000円/時
6-6.簡易な自賠償請求(自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)	着手金	5万円
	報酬金	給付金額の5%(上記着手金5万円を差し引きます。)
6-7.会社・不動産の登記簿取寄せ	1通 1,000円	
6-8.任意後見及び財産管理・身上監護	(1) 任意後見契約又は財産管理・身上監護契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度及び財産状況その他依頼者の財産管理又は身上監護にあたって把握すべき事情等を調査する場合 5-1のタイムチャージによります。	
	(2) 任意後見契約又は財産管理・身上監護契約締結後、その効力が発生するまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合 5-1のタイムチャージによります。	
	(3) 任意後見契約又は財産管理・身上監護契約に基づく委任事務の内容が、依頼者の日常生活を営むのに必要な基本的な事務の処理を行う場合 月額5,000円から5万円の範囲内の額	
	(4) (3)に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合 月額3万円から10万円の範囲内の額	
	※不動産の処分等、日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判手続等を要した場合には、月額で定める報酬とは別に、本報酬規程により算定された報酬を受けることができます。	

Ⅶ. 破産事件等

- ・表示は消費税別価格
- ・実費(交通費・郵送費など)・Ⅳの日当は別途頂戴致します。
- ・債権者に対し訴訟を提起し又は債権者からの訴訟に対し応訴し、若しくは差押や仮差押等の保全、執行に対抗するための申立等を行う場合は、別途弁護士費用が発生するものとします。これらについては、本報酬規程を別途適用します。

事件の種類		種類	弁護士報酬の額		
7-1.破産事件	債務者申立	非事業者	着手金	30万円	※個別的事情によって、左記費用を増減することがあります。 ※一括払いが困難であるときは、分割払いに関し相談させていただきます。
			報酬金	15万円	
		事業者	手数料	別表1の手数料額参照 ※申立に伴って保全処分を要する場合も、上記手数料に含まれます。	
	債権者申立	着手金	別表1の手数料額参照		
報酬金		別表1の手数料額の20%に相当する額 ※報酬金は、破産手続開始決定がなされた時(債権者側代理の場合)、または、申立が却下された時(債務者側代理の場合)に頂戴致します。			
7-2.民事再生事件	非事業者	着手金	40万円	※個別的事情によって、左記費用を増減します。 ※一括払いが困難であるときは、分割払いに関し相談させていただきます。	
		報酬金	30万円		
	事業者	着手金	別表2の手数料額参照 ※申立に伴って保全処分を要する場合も、上記手数料に含まれます。		※個別的事情によって、左記費用を増減します。 ※一括払いが困難であるときは、分割払いに関し相談させていただきます。
		報酬金	事案の難易、内容等を考慮し協議により決するものとします。		
7-3.会社更生事件	着手金	別表3の手数料額参照 ※申立に伴って保全処分を要する場合も、上記手数料に含まれます。	※個別的事情によって、左記費用を増減します。 ※一括払いが困難であるときは、分割払いに関し相談させていただきます。		
	報酬金	事案の難易、内容等を考慮し協議により決するものとします。			
7-4.特別清算事件 通常清算事件	着手金	別表4の手数料額参照 ※申立に伴って保全処分を要する場合も、上記手数料に含まれます。	※個別的事情によって、左記費用を増減します。 ※一括払いが困難であるときは、分割払いに関し相談させていただきます。		
	報酬金	事案の難易、内容等を考慮し協議により決するものとします。			
7-5.任意整理事件 (7-1ないし7-4の各事件に該当しない債務整理事件)	非事業者	着手金	10万円+債権者数×2万円		
		報酬金	1債権者につき、2万円に以下の金額を加算した額とします。 a) 当該債権者主張の元金と和解金額との差額の1割相当額。 b) 交渉によって過払金の返還を受けたときは、当該債権者主張の元金の1割相当額と過払金の2割相当額の合計額。 ※任意整理が終了した後、再度支払条件等の変更につき、各債権者と交渉せざるを得なくなったときは、別事件として取り扱います。 ※債権者主張の元金総額が1,000万円を超える場合は、事業者に準じて計算します。事業者の報酬金額については、下記参照。		
	事業者	着手金	7-2の事業者の着手金に準じます。(別表2の手数料額参照)		
		報酬金	上記着手金と同額とします。		